

青梅市立河辺小学校 いじめ防止基本方針

本校では、いじめは「どの学校、どの学級でも起こり得るものである」との認識に立ち、全校児童が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、「青梅市立河辺小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員で共通理解・実践する。

<いじめの定義> 「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と

- ① 一定の人的関係にある他の児童等が行う
 - ② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、
 - ③ 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
- なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<重大事態> 「いじめ防止対策推進法」第28条

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

いじめ防止のための4つの基本方針

- 【組織対応】○ いじめ問題への対応は全教職員の共通理解の下、組織的に取り組む。
- 【未然防止】○ いじめ未然防止のための取組を日常的に行う。
- 【早期発見】○ いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 【連携】○ 重大事態発生およびその可能性がある場合は、青梅市教育委員会をはじめ関係諸機関と連携し迅速に対応する。

2 いじめ問題に取り組むための組織・会合

未然防止、早期発見・即時対応を学校全体で行える組織編成と効果的な会合の設置

(1) 生活指導夕会

- ア 構 成 員 全教員
- イ 活動内容 各学級・学年等で起きたトラブル等についても学校全体の問題として捉え、情報交換を行い、早期解決に向けて協議する。
- ウ 開催日程 毎週木曜日 午後4時30分から午後4時45分

(2) 校内委員会（＝特別支援委員会）

- ア 構 成 員 校長、副校長、特別支援コーディネーター（3名）、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教室専門員、巡回指導教員、スクールカウンセラー
- ※企画部（特別支援コーディネーター、生活指導主幹、養護教諭）の下、教育相談部会、不登校対策部会、いじめ対策部会の3部会を組織。

- イ 活動内容 いじめ等を含む問題行動、不登校傾向等を含む精神面での不安定さが感じられる児童、特別な支援を要する児童等について情報交換を行うとともに、指導方針等を相談し、組織的な対応を図る。
- ウ 開催日程 企画部（毎週月曜日 午後4時30分から午後4時45分）校内委員会（定例：1回程度／月 および、必要に応じて臨時会）

(3) 学校いじめ対策委員会

- ア 構成員 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、当該学年主任および担任、スクールカウンセラーおよび関係する教職員
- イ 活動内容 「校内委員会（＝特別支援委員会）いじめ対策部会」（生活指導主任、主幹教諭（3名）を「いじめの窓口」とし、いじめアンケート調査や担任等教職員からの相談、児童・保護者からの訴え等、いじめに関する情報収集を行う。いじめを疑われる案件については管理職へ報告の上、さらに実態把握を行う。
いじめと対応すべき案件について、「学校いじめ対策委員会」を招集し、早期解決に向けた協議を行い、指導方針および指導計画について共通理解を図り、対策を講じる。
- ウ 開催日程 いじめ対策部会（1回程度／月、必要に応じて臨時会を開催）
学校いじめ対策委員会（適宜）
- エ 記録・保管・引継ぎ
全ての事案について、共通様式で記録を残し、保管する。年度替わりには、学級担任等が確実に引き継げるようにする。進学した場合は、進学先にも情報を伝える。

(4) 学校サポートチーム（学校運営連絡協議会）

- ア 構成員 学校運営連絡協議会委員、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭
- イ 活動内容 本校のいじめ問題に関する現状と対応について報告し、協議を行う。
- ウ 開催日程 学校運営連絡協議会時（3回／年）および必要に応じて臨時会

3 いじめ未然防止のための取組

学校経営方針「柱2 豊かな心の育成 ～『自他尊重の精神』の涵養～」に基づき、以下の5つの取組の充実を図り、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(1) 自他尊重の心を育む人権教育の推進

- ・「ハートフル河辺プラン（『自他尊重の精神』を学ぶ人権教育』）を共通実践する。

キャッチフレーズ「自分大好き・友達大好き・学校大好き・河辺小っ子」

児童の人権感覚を高め、自己肯定感を培う。

（具体的な活動内容）

ちょボラどんぐりの木：11月、人権週間：12月、グリーンリボン運動：2学期、あいさつ運動：通年、ハートフル愛言葉：3学期 等

(2) 規範意識を育む生活指導の充実

- ・規範意識を育成することで、「よりよい自分、よりよい学級・学校」を目指す心情を育成し、いじめや荒れを防ぎ、落ち着いた学校生活、学級・学年・学校を実現する。

（具体的な活動内容）

「河辺しぐさ」、学習規律（話し方「はい・立つ・～です」や聞き方「背・目・手」）の共通実践、児童朝会での講話や生活指導目標の話での啓発 等

(3) 自ら考え、行動する主体性の伸長

- ・児童が主体的に活動し他者と関わる場面を多く設定して充実させていくことで、実践的に「自他尊重の精神」を学ぶことができるようにする。

(具体的な内容)

児童会活動（委員会活動、児童集会等）学級活動（当番活動、係活動等）縦割り班活動、学校行事（実行委員の活動等）等

(4) 児童会の活動 「いじめゼロ宣言」

- ・青梅市の「いじめゼロ宣言」子ども会議の取組と、校内の取組の関連を図り、代表委員会が推進役としていじめゼロに取り組む。

(5) 道徳授業、学級指導の充実

- ・道徳科で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。いじめは絶対にしてはいけないという心情や態度を養うとともに、困ったことがあるときは、誰にでも相談してよいことを知らせる。
- ・「SOS の出し方」について授業を行う。
- ・河辺小学校「インターネットのきまり」に基づき、SNSの使用の仕方について考えさせる。

(6) 特別支援（個に応じた支援）の充実

- ・「ことばときこえの教室」（難聴・言語障害通級学級）設置校であることを強みとし、特別支援教育の充実と理解を図る。（「障害理解授業」を始めとする児童への特別支援理解への取組の実施を通して、「自他尊重の精神」の涵養を図る。）
- ・特別支援委員会（＝校内委員会）の体制強化を図り、特別な支援や配慮を要する児童や保護者、不登校、いじめ等、複合的な問題にも組織的な対応を図る。
- ・スクールカウンセラーが、授業および休み時間等の児童の様子を観察し、日常的な児童の様子を把握するよう努める。5年生の1学期中に、スクールカウンセラーによる全員面談（5月～7月）を実施する。

(7) 小中連携による一貫した取組

- ・青梅市立霞台中学校の生徒会と連携した「グリーンリボン運動」や「ハートフル愛言葉」などの取組の推進を通して、いじめゼロを目指すとともに、いじめのない明るい学級・学校をつくっていかうとする気風を育んでいく。

4 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) いじめ早期発見のための取組

- ・日頃より、子供の表情・服装・言動、友人関係などに気を配り、小さな変化や心のサインをつかむようにする。困ったときは、いつでも誰にでも相談してよいことを折にふれ、伝えておく。
- ・青梅市いじめ調査のアンケートを年4回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、児童の困り感の解消に努める。

※アンケートで記載のあった内容は、全て担任が聞き取り、内容や状況に応じて、児童の指導にあたる。聞き取りや対応内容の要点を聞き取りメモに書き、生活指導主任に提出する。

- ・学校便り、学年便り、学校公開、道徳授業地区公開講座等を通して家庭・地域といじめ問題について共通理解を図るとともに、情報交換を密にし、連携して早期発見・早期対応に取り組む。

(2) いじめ早期解決のための取組

- ・いじめを発見したときは、情報収集を綿密に行い、事実確認をする。学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、組織で対応策を考え、役割分担をして対応に当たる。
※必要に応じて、児童からの聞き取りや全員面接等を行う際は、補教など学校としての支援体制を整えて実施する。
- ・いじめられている児童・生徒の身の安全を優先的に考え、養護教諭やスクールカウンセラーとも連携してケアに当たる。
- ・いじている児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たるとともに、その問題行動の背景についても把握し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーとも連携して指導に当たる。

5 家庭や地域、関係機関との連携

- (1) いじめ問題が発生した時は、学校だけで解決を図ろうとするのではなく、家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝える。また、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。
- (2) いじめられている児童・生徒が学校や家庭に相談できない場合のことも考え、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- (3) P T Aや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- (4) 必要に応じて、青梅市教育相談所等、各種団体や専門家と協力して対応する。

6 重大事態への対応

- (1) 速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。
- (2) 青梅市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 調査の結果については、いじめを受けた児童の保護者並びにいじめをした児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。
- (4) その他の事項については、「4 (2) いじめ早期解決のための取組」に準じる。

7 いじめ問題への取組の年間計画

- (1) いじめ総合対策年間計画 (別紙)
- (2) 指導・啓発活動計画
 - 4月 「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」[道徳]
「河辺小のきまり」[特別活動]
 - 5月 セーフティ教室「河辺小インターネットのきまり、SNS東京ルール、河辺小SNSルール、家庭ルールなど」
 - 6月 ふれあい月間 テーマ「言葉遣い」、
 - 7月 「信頼・友情の醸成」[道徳]
- 10月 いじめゼロ宣言子ども会議 (青梅市小中学校・児童会生徒会)
- 11月 ふれあい月間 テーマ「周りの人のためにちょこっとボランティアに取り組もう」
グリーンリボン運動
 - 1月 「思いやりの醸成」[道徳] 道徳授業地区公開講座
 - 2月 ふれあい月間 テーマ「ありがとうの気持ちを広げよう」
「ハートフル愛言葉」(代表委員会主導)
 - 3月 「仲間と共に」[特別活動]